

化審法の新規化学物質管理に不安はありませんか？

～経済産業省の違反事例集を踏まえ、三菱ケミカルリサーチが実務対応をサポートします～

経済産業省が『化審法における新規化学物質の違反事例集と違反防止の対策について』を公表しました。
本資料では、新規化学物質の製造・輸入に関して実際に発生した違反事例と、その原因および防止策が具体的に紹介されています。

公表された主な違反事例

- 既存化学物質等の名称や範囲の解釈を誤り、新規化学物質を無届で製造・輸入した
- 製造工程やレシピを変更した結果、新規化学物質が生成していた
- 複数部門で取り扱う数量を一元的に把握できず、確認数量を超過した
- 輸入製品の組成や実際の輸入数量について、海外事業者との確認が不足していた
- 担当者の異動や退職時に必要な引継ぎが行われず、確認申出が継続されなかった

これらは、意図的な違反ではなくても、物質の該否判断、工程・組成の変更、数量管理、担当者間の引継ぎ、海外取引先との情報共有など、日常業務の中で起こり得る事例です。

このような不安やお悩みがございましたら、三菱ケミカルリサーチにご相談ください。

- ✓ 新規化学物質に該当するか判断に迷っている
- ✓ 確認数量や実績数量の管理に不安がある
- ✓ 製造工程、原料、組成、調達先などの変更時に何を確認すればよいのか分からない
- ✓ 海外サプライヤーから得た組成情報や輸入数量をどこまで確認すべきか分からない
- ✓ 過去の判断や手続きについて、念のため専門家の見解を確認したい

三菱ケミカルリサーチでは、化審法に関する知見と実務経験をもとに、お客さまの状況を伺いながら、必要な支援を行っています。

「このケースでは届出が必要？」「現在の管理で問題ない？」といった段階でも構いません。ぜひご相談ください。

参考：

経済産業省 | 化審法の違反事例集と違反防止の対策について（令和 8 年 10 月 6 日）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/ihan_shuchi.pdf

経済産業省 | 化審法における新規化学物質の違反事例集と違反防止の対策について（事例集 PowerPoint 資料）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/ihan_jirei.pdf

📞 本件に関するお問い合わせ

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>